

「税理士さんに聞いてみよう！消費税ってどんな税金？」

## IV. 事業者の益税ってあるの？

2026 年 6 月 24 日  
清家税理士事務所  
税理士 清家 裕

### IV. 事業者の益税ってあるの？ 一消費税は事業者の売上税、益税なし

#### (1) 消費税は事業者の売上税（仕入税額控除方式）＝直接税

- ①国民を惑わす消費税のネーミング（課税対象は事業者の売上）
- ②消費税は間接税ではなく事業者の直接税＝付加価値税（図表①）
- ③直接税の証拠－免税点制度、簡易課税制度、「総額表示」（図表②③④）
- ④価格上乗せによる転嫁は事業者の消費税負担回避策
- ⑤力関係が作用する転嫁（「消費税転嫁対策特別措置法」図表⑤）
- ⑥価格表示は税込価格が原則（消費者向けは「総額表示」を義務化）

#### (2) 免税点制度（免税事業者）を亡き者にするインボイス制度

- ①免税事業者はインボイス発行不可（課税最低限を事実上廃止、図表⑥）
- ②インボイスは免税事業者の死活問題（図表⑦－1，2）
- ③インボイス反対運動の成果（2割特例、8割控除、図表⑧－1，2）
- ④インボイスはさらなる税率アップの布石  
(12%、15%、17%、18%、19%)
- ⑤(電子)インボイスによる消費税の「積上げ計算」を追加（図表⑨）
- ⑥インボイスは輸出還付金制度の隠れみの（直接税を間接税に偽装）

## ①消費税が付加価値に課税される仕組み

売上	1000 (+税 100)	仕入れ	200 (+税 20)	}	相手方 事業者 に 支払い 800 (+税 80)
		外注費 通信費 修繕費 地代家賃 など	600 (+税 60)		
		人件費 租税公課 減価償却費 支払利息	300		付加価値 200
		利益	-100		税務署に 納税 20
		消費税 納税額	(税 20)		

\* 売上にかかる消費税 100

－ 仕入れ・外注費などの支払いに係る消費税 (20+60)

= **消費税納税額 20** = 付加価値 200 × 消費税率 10%

消費税額計算では、仕入れと外注費などを合わせて「仕入」と呼び、売上にかかる消費税から「仕入」にかかる消費税を差し引くことを「仕入税額控除」という。

(全国商工団体連合会「自主計算パンフ 2026」29 ページに基づき作成)

## ②

### 事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。  
※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

#### 制度の趣旨

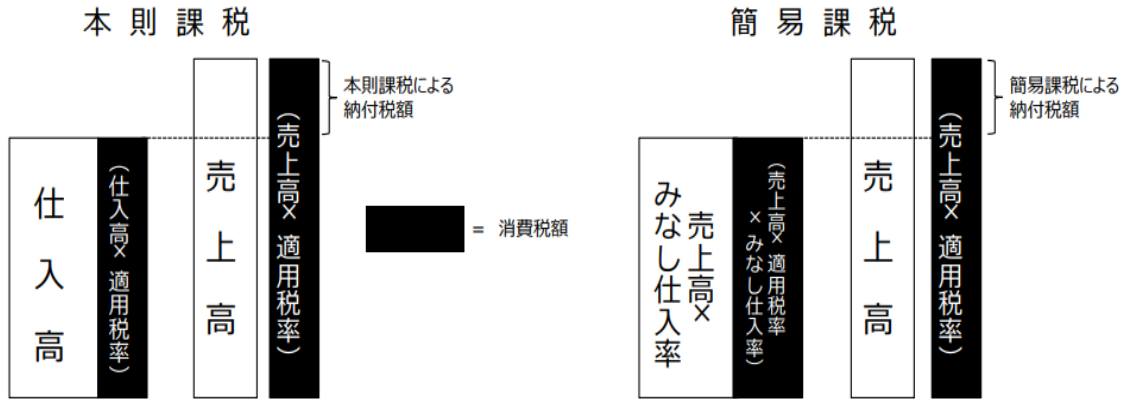
小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

財務省 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d06.htm)

③

## 簡易課税制度の概要

- 簡易課税制度は、売上高のみで納付税額を計算する制度  
→ 仕入税額控除を行うに当たり、インボイス等の保存は不要
- 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置



- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等	製造業等	サービス業等	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。  
 (注2) 建設業は一般的に70%となるが、材料が支給され工賃のみの請負の場合には60%となる。  
 (注3) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

- ※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。
- ※ 恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度を適用できない。

財務省 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/303.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/303.pdf)

## ④ 支払う金額が分かりやすく！令和3年4月から総額表示が義務化

3月31日までOK、 4月1日からNG	総額表示義務化！
9,800円(税抜き)	10,780円
9,800円(税抜価格)	10,780円(税込)
9,800円(税別)	10,780円(うち税980円)
9,800円(税別価格)	10,780円(税抜価格9,800円)
9,800円(本体)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)
9,800円(本体価格)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)
9,800円+税	9,800円(税込10,780円)
9,800円+消費税	

総額表示の方法は、商品やサービスによって異なりますが、ポイントは、実際に支払う価格である「税込価格」が、はっきり示されることです。

税込の合計金額が分かりやすく表示されていれば、「税込」という記載はあってもなくても構いません。「税込」の記載がなければ、その表示価格は税込の合計金額を意味します。

また、税込価格が明示されていれば、「消費税額」や「税抜価格」を併記できます。

政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202104/entry-10238.html#secondSection>

⑤

## 消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されています(同法は、令和3年3月31日まで適用されます。)。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。  
※法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長されました。

### I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

	転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等される側(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
②	右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

財務省 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/tenka7.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/tenka7.pdf)

## ⑥インボイス

### 適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等\*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### 適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

② スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象 お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

(国税庁 2020年6月作成小冊子「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」より)

## ⑦-1 免税事業者がインボイスを登録し、課税事業者になった場合

設定 年間売上高 500万円  
 年間課税仕入高 200万円 (税抜)

インボイス登録前		インボイス登録後 (値上げなし)	
売上 500万円	=	500万円	売上 455万円 + 売上消費税45万円 = 500万円
仕入れ 200万円 + 仕入消費税20万円	=	220万円	仕入れ 200万円 + 仕入消費税20万円 = 220万円
消費税納税額 申告・納税免除	=	0円	消費税納税額 (売上消費税) - (仕入消費税) = 25万円
		粗利 280万円	粗利 255万円

↑ 値上げできないと消費税納税分だけ利益が減少

## ⑦-2 免税事業者から仕入れをしている課税事業者の場合

設定 年間課税売上高 2億円 (税抜)  
 年間課税仕入高 1.1億円 = すべて免税事業者から

インボイス制度前		インボイス制度後	
売上 2億円 + 消費税0.2億円	=	2.2億円	売上 2億円 + 消費税0.2億円 = 2.2億円
仕入れ 1億円 + 消費税0.1億円	=	1.1億円	仕入れ 1.1億円 + 消費税0円 = 1.1億円
消費税納税額 (売上消費税) - (仕入消費税)	=	0.1億円	消費税納税額 (売上消費税) - (仕入消費税) = 0.2億円
		粗利 1億円	粗利 0.9億円

\* 区分記載請求書等保存方式により、免税事業者からの仕入額の10/110を消費税分として、売上消費税額から控除することができた。

↑ インボイスがないので仕入の消費税額を控除できず、その分の消費税納税額が増えて、利益が減少

↓ 免税事業者が取引から排除される

## ⑧-1 「2割特例」

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和9年分・令和10年分の消費税の確定申告において納付税額を売上税額の3割とすることができる特例です。



### 主な適用要件

- 個人事業者であること
- 基準期間(適用を受ける年の2年前\*)の課税売上高が1,000万円以下であること
- インボイス発行事業者の登録を受けていること

国税庁 令和8年度税制改正特集

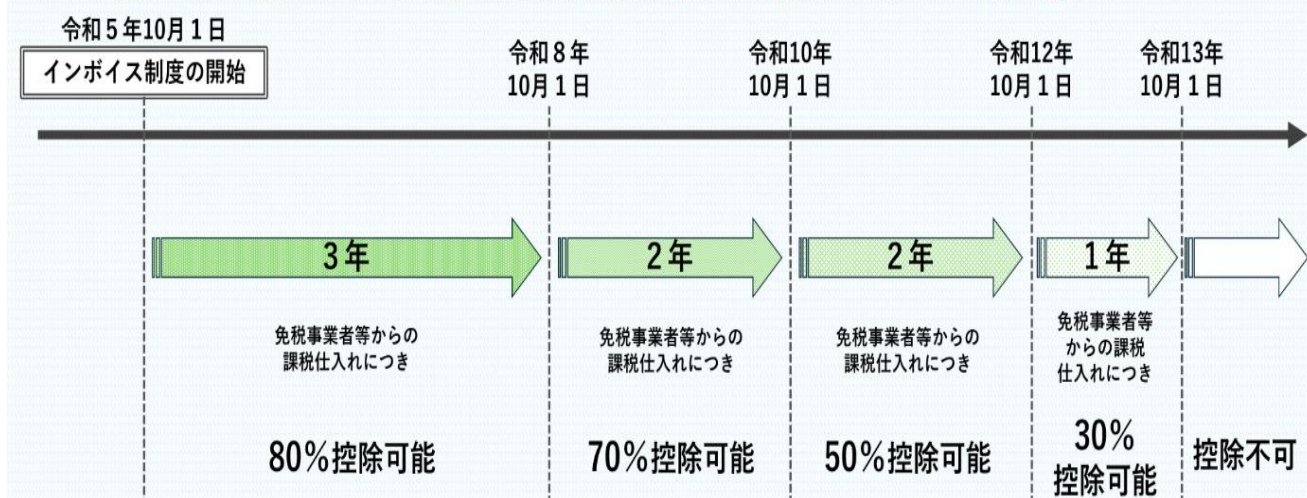
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/index.htm>

例：⑦-1の【インボイス登録後（値上げなし）】の場合、売上消費税45万円の2割（＝9万円）が消費税納税額になり、図表の仕入税額控除計算による納税額25万円より減り、計算の手間も省ける。（ただし、納税額が増える場合もあり得る。）

## ⑧-2 「8割控除」

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。

インボイス制度の開始から、免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除について時系列でまとめると以下のとおりです。



国税庁 令和8年度税制改正特集

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/index.htm>

例：⑦-2の【インボイス制度後】の場合、【インボイス制度前】のみなし消費税0.1億円の8割（＝0.08億円）を仕入れ税額控除できるので、消費税納税額が0.2億円から0.12億円に減る。

⑨

適格請求書等保存方式の下での（令和5年10月1日以降の取引に係る）税額計算

1 原則（割戻し計算）

適格請求書等保存方式における売上税額については、原則として、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に110分の100（軽減税率の対象となる場合は108分の100）を掛けて計算した課税標準額に7.8%（軽減税率の対象となる場合は6.24%）を掛けて算出します（割戻し計算）。

$$\text{売上税額} = \left( \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right)$$

(注) 国税分（標準 7.8%、軽減 6.24%）を計算

2 特例（積上げ計算）

交付した適格請求書および適格簡易請求書の写し（電磁的記録により提供したのものも含まれます。）を保存している場合に、これらの書類に記載した税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を掛けて計算した金額とすることもできます（積上げ計算）。

ただし、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率または税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

(注) 売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

$$\text{売上税額} = \text{適格請求書等に記載した消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100}$$

(注) 国税分を算出

国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6383.htm>

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10%	8%